

幼保一体化ワーキング提出意見

保育園を考える親の会 代表 普光院亜紀

○「指定制の需給調整」について。「市町村新システム事業計画」が財政的事情からの新設抑制を正当化するものとならないように、市民や有識者が子どもの最善の利益を考慮しつつ参画し、策定・運用するような、透明性の高いしくみとしてください。

○「市町村新システム事業計画」では、質の視点を取り込むようにしてください。たとえば、国として「総合施設（仮称）」での整備を推奨するなど。待機児童が多い地域では、ビルのテナントとして入る施設の指定申請が多くなることが予測されます（認証保育所の状況を参照）が、子どもにとって良質な環境をできる限り確保するためには、国における指定基準の設け方を工夫するとともに、「市町村新システム事業計画」が子どもにとっての質を重視して策定されるような指標を設けるなど、何らかの工夫していただきたいと思えます。

○指定制の基準について

1) 子どもの人権にかかわる内容は、国の基準であるべきです。「こども園」全体でも原則統一すべきと考えます。

* Starting StrongII も、ECEC (Early Childhood Education and Care)政策における地域の主体性は重要としながらも、地域格差を生まないように給付や基準などの制度について慎重な検討が必要としています。

2) 面積基準については、適切な猶予期間ののち、「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業」の推奨値に移行すべきです（0-1歳児 4.11 平米、2歳以上児 2.43 平米）。

3) 3歳以上児を対象とする新設施設については、敷地内屋外遊戯場を必置とする基準を設けるべきです。

4) 長時間保育を実施する施設には、調理室は必ず設置すべきです。ご提案のとおり、設置のための国の支援をお願いします。

5) 事務局が提示してくださった人員配置基準の改善は、なんとしても実現していただきたいと思えます。定数保育士（基準に定められた人数の保育士）は正規雇用を原則にする必要があります。

6) 現行の保育所基準、幼稚園基準を照合し、異なる部分については、子どもにとって望ましいほうの基準となる方向で統合していくべきと考えます。

○幼稚園以外の「こども園」においては、午後も正規の教育時間（養護と教育が一体となって行われる）であることを明確にし、「課外授業」のような保育の切り売りによる上乗せ徴収は禁止すべきです。特別な教育を工夫するための経費は、上限を設けた実費徴収でまかない、ご提案のように、低所得家庭に対しては公的に補助をしてください。

○非就労家庭を対象に「預かり保育」を実施する場合も、子どもにとっては、「長時間施設で過ごす」ことには変わりはなく、必要な質を保障すべきと考えます。

○Starting StrongII は、ECEC (Early Childhood Education and Care)を「公共財」と位置づけています。企業が取り組む場合にも、社会貢献事業であることを前提とし、**使途制限**などにより人材確保・定着のための人件費が確保されるしくみにするべきではないでしょうか。「こども園給付（仮称）」の額は、必要な職員を継続雇用できる人件費と諸経費を積算して決められるはずであり、そこから利潤として施設を離れていくお金が無制限であってもよいとは考えられません。人件費削減による質の低下は保護者等からは見えにくい部分ですが、子どもは毎日長時間、直面しなければなりません。

○**情報開示**は、園庭・園舎面積、子ども1人当たり実質保育室面積、配置人材の詳細（人数、資格、正規・非正規などの雇用形態、経験年数）、直近の退職者数、保育課程、かかるお金に関すること、指導監査結果、施設ごとの会計など、定型の書式で開示していただきたいと考えます。

○「すべての必要な子どもに質の高い教育・保育を」という改革趣旨から考えて、公立保育所も同じシステム・財源のもとで運営されるべきではないでしょうか（公立保育所の一般財源化により、財政が苦しい自治体の職員の非正規化が進み、問題は深刻化しています）。障害児保育への対応も、このシステムの中で充実を図っていくべきと考えます。

2011年5月25日

子ども・子育て新システム「幼保一体」に関する意見

日本こども育成協議会
副会長 山口 洋

1、指定制度の更新制については客観的基準と併せて明示されるべきである

- (1) 「指定主体の権限において更新を行わないことができる」とあるが、サービスの安定的供給及び質的向上の競争を阻害することのないよう基準を明確にするべきである。
- (2) 指定制度における供給調整を各自治体が判断するのであれば、「国の参酌基準」は透明性のあるものにされるべきである。自治体の恣意性が排除されないのであれば、現状と何も変わらない。自治体の恣意性を排除するために需要量の算定根拠や指定を行わない理由の情報公開を法律上義務づけるべきである。

2、一定の要件を満たした法人であれば、設置主体に関係なく、すべて総合施設(仮称)として認可するべきである

- (1) 設置主体を理由に総合施設(仮称)でなく指定施設に留まるのであれば、現状の認可制と何ら変化がなく、自治体の恣意性は排除されない。
- (2) 社会福祉法人が学校教育体系の原則に基づいているのであれば、それは法人類型ではなく、学校教育をしているか否かの分類であるように捉えられ、その他の法人は学校教育がなされていないような印象を受ける。多様な事業主体の参入促進を目指すのであれば、株式会社、NPO法人などの事業主体も総合施設(仮称)の設置主体に具体的に明記されるべきである。

3、運営費の用途制限に関して、具体的な方向性が明示されるべきである

運営費の用途制限、会計基準、配当制約等の規制に関しては現在までの議論で方向性が打ち出されてきたが、今回の記述は後退している。多様な事業主体がそれぞれの特性を生かした運営をしていくことに参入規制を緩和する意味があり、それを阻害するような制限は見直されるべきである。

4、多様な事業主体によって構築されるセーフティーネットが今後の社会福祉法人などの再編を支える

- (1) 将来運営が困難になる可能性のある施設の救済を担うためには、より多くの多様な事業主体の参入が望ましい。特に、株式会社は大きな資本を持つので社会福祉法人などの再編の上で救済の担い手となりやすいと考える。
- (2) 例えば、東京都が都内で保育所や特別養護老人ホームなどを運営する社会福祉法人の財務内容を点検したところ、約700法人のうち約50法人が要警戒水準だった。(2008年度決算ベース、2011年4月15日付日本経済新聞夕刊より)全国でも同様の状況であると予測され、これを全て公費で補助していくのは大きな支出となり、民間の活力を生かす方が国家の財政的にも好ましいのではないかと考える。

以上